

「檀原市小学校通学区域検討委員会（中間まとめ）」

に関するご意見を募集します。

檀原市小学校通学区域検討委員会では、檀原市立小学校の通学区域の在り方に関する基本的な考え方について検討し、今回中間まとめとしました。

この中間まとめに対し、市民のみなさんから意見を募集します。

今後、いただいたご意見を参考にし、「檀原市小学校通学区域検討委員会（答申）」を策定します。

1. 公表資料

「橿原市小学校通学区域検討委員会（中間まとめ）」
「検討の際に使用した資料」

2. 公表方法

(1) 橿原市のホームページへの掲載

<http://www.city.kashihara.nara.jp>

(2) 閲覧及び配布

- ① 行政資料閲覧コーナー（橿原市役所北館 1 階）
- ② 橿原市立図書館 1 階
- ③ 橿原市役所本館 1 階西側
- ④ 橿原市保健福祉センター北館 1 階

3. 対象者

橿原市に在住、在学、在勤する者

4. 意見募集期間

平成 20 年 8 月 25 日（月）～ 9 月 16 日（火）

5. 意見の提出方法

「橿原市小学校通学区域検討委員会（中間まとめ）」に関する意見の提出である旨を明記し、氏名、住所、連絡先（電話番号、FAX 番号）を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、電話での意見は受け付けておりませんので、ご了承ください。

(1) 直接提出

書面にまとめたものを学校教育課（かしはら万葉ホール 4 階）へご持参ください。

(2) 郵便

次のあて先まで郵送してください。（当日消印有効）

（あて先）〒634-0075 橿原市小房町 11 番 5 号

橿原市教育委員会 学校教育課

(3) FAX

学校教育課まで送信してください。

（FAX 番号）0744-24-9707

(4) 電子メール

件名に「橿原市小学校通学区域検討委員会（中間まとめ）」に関する意見」と入力し、次のあて先まで送信してください。

（メールアドレス）gakkokyoiku@city.kashihara.nara.jp

※ 意見を提出する際に、氏名、住所、連絡先の記載のないものは受け付けの対象外としますので、ご協力をお願いします。

6. 意見の取り扱い

- (1) いただいたご意見は、「榎原市小学校通学区域検討委員会」の考え方と一緒に意見の内容を榎原市のホームページなどで公表します。
- (2) 個々のご意見に対して直接の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 意見を提出する際に記載いただいた氏名、住所、連絡先は、いただいたご意見の内容確認のためにのみ利用します。
- (4) 意見を提出する際に記載いただいた個人情報は、十分注意して取り扱うとともに、榎原市個人情報保護条例に基づき適切に管理いたします。

7. 問い合わせ先

〒634-0075 榎原市小房町 11 番 5 号 (かしはら万葉ホール 4 階)

榎原市教育委員会事務局 学校教育課

TEL 0744-29-5912 FAX 0744-24-9707